

令和4年度第1回東大和市予防接種健康被害調査委員会会議要録

1 日 時

令和5年1月23日（月）午後7時00分から午後8時00分まで

2 場 所

東大和市立保健センター

3 出席者氏名

- (1) 委 員 市場会長、佐藤委員、竹本委員、笠松委員、小田委員、
小島委員、川口委員
- (2) 事務局 中山新型コロナウイルス感染症対策担当課長、志村健康推進課長、
妹尾予防係長、大野新型コロナウイルス感染症対策担当係長

4 会議の公開・非公開

- (1) 本会議は、情報公開条例第30条第1項第2号の、非公開情報に該当する事項を審議する場合に該当するため、非公開とした。

5 議事

(1) 開 会

会長による開会宣言

(2) 会長挨拶

会長から会議開催に当たっての挨拶

(3) 委員紹介

事務局から欠席委員について報告、その後各委員による自己紹介
※欠席委員なし

(4) 議題

ア 予防接種健康被害救済制度の概要説明

(ア) 事務局から以下の事項について説明

- ・救済制度とは（予防接種法第15条）
- ・給付認定の要件と国の疾病・障害認定審査会について
- ・給付請求に必要な書類について
- ・東大和市予防接種健康被害調査委員会の役割

- ・今回の調査案件の概要と申請状況について
- ・本会議における調査・報告事項について

(イ) 質疑等

- ・委員質問：疾病・障害認定審査会 感染症・予防接種審査分科会の令和5年1月12日現在の進達件数というのは、コロナワクチンに関する審査が開始されてからこれまでの件数ということか。
- ・事務局回答：そのとおりである。

イ 本委員会における調査・報告事項の審議（3案件）

- (ア) 事務局から、今回の調査案件3件（申請者1、2、3）について、経過概要、診療録等に基づき説明
- (イ) 3案件（申請者1、2、3）について、追加で収集すべき資料の有無や、特殊検査の必要性の有無について、会長から各委員へ意見を聴取。申請者1、2については、委員から意見はなかった。申請者3については、ワクチンを右と左のどちらの肩に接種したかを聴取すべきとの意見があった。

結論：本委員会における調査結果の結論として、申請者1、2については、追加資料の収集及び特殊検査の必要性はなしとした。申請者3については、本人にワクチンを右と左のどちらの肩に接種したかを聴取し、その内容を資料として追加することとした。

ウ その他

- (ア) 事務局から以下の今後の流れについて説明
- ・本会議での調査結果を市長へ報告し、申請書類等を東京都経由で厚生労働省へ進達
 - ・厚生労働省の疾病・障害認定審査会で審議し、厚生労働省から市へ、認定又は否認通知書を送付
 - ・認定の場合は市から請求者へ、請求があった医療費等を支払う。
- (イ) 質疑等
質疑はなかった。

(5) 閉会

市場会長が閉会を宣言した。

以上